

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故等番号 | 2013門第57号 |
| 事故等種類 | 浸水 |
| 発生日時 | 平成25年3月30日 03時30分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県対馬市 ^{いづはら} 厳原港南東方沖 厳原港北防波堤灯台から真方位133°12.5海里付近 (概位 北緯34°03.0′ 東経129°29.0′) |
| 事故等調査の経過 | 平成25年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第8 ^{こんびら} 金比羅丸、17トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | NS2-16893（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 雑用ポンプの吸入弁が破損、安定器44台、主機等が濡損 |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成25年3月29日17時30分ごろ、厳原港南東方沖の漁場に到着し、主機を停止して漂泊した。</p> <p>船長は、19時30分ごろ、主機駆動の集魚灯用発電機を運転するとともに、釣ったイカを海水で洗うための雑用ポンプを運転し、いか釣り漁を始めた。</p> <p>船長は、翌30日03時30分ごろ、厳原港南東方沖において、機関室から異音がするため、同室を見回したところ、床板付近まで浸水し、海水が主機のフライホイールによって巻き上げられていたので、主機を停止した。</p> <p>船長は、直ちに機関室ビルジポンプを運転して海水を排出したところ、雑用ポンプの機関室ビルジ吸入管から海水が逆流していることを認め、同ポンプの船底弁を閉めた。</p> <p>船長は、主機オイルパン内の潤滑油を点検したところ、乳化していたので、運転しない方が良くと思って僚船に救援を依頼し、来援した僚船にえい航されて08時10分ごろ厳原港に入港した。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> |
| その他の事項 | <p>雑用ポンプは、機関室に設置され、‘同ポンプの吸入管に設けられた三方弁’（以下「本件三方弁」という。）のレバーを90°操作することにより、海水又は機関室ビルジを吸引できるようになっていた。</p> <p>本船は、昭和63年4月に進水し、船長が、平成24年3月に購入</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>したが、購入後、本件三方弁のレバーを操作したことはなく、雑用ポンプで機関室ビルジを排出したことはなかった。</p> <p>本件三方弁は、本事故後に点検したところ、レバーが海水吸入側の位置であったが、レバーの装着されている弁棒が腐食のために折損し、弁体が腐食して約45°ずれていたため、海水が機関室ビルジ吸入管を逆流したことが確認された。</p> <p>船長は、厳原港出港前に機関室に降り、いつものように主機の潤滑油量、機関室のビルジ量等を点検したが、異常を認めなかった。</p> <p>本船は、機関室のビルジ高液面警報装置が装備されていたが、本事故時に作動せず、本事故後、同装置の電線が、腐食し、断線していることが確認された。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、厳原港南東方沖で雑用ポンプを運転していか釣り漁の操業中、本件三方弁が腐食によって弁体が約45°ずれたことから、海水が同ポンプの機関室ビルジ吸入管を逆流し、機関室に浸水したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、厳原港南東方沖で雑用ポンプを運転していか釣り漁の操業中、本件三方弁が腐食によって弁体が約45°ずれたため、海水が同ポンプの機関室ビルジ吸入管を逆流し、機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水系統の弁は、定期的に点検整備すること。 ・機関室のビルジ高液面警報装置は、定期的に作動状況を確認すること。 |